

公益財団法人 日本フィランソロピック財団
2026年度「NAKAMURA・AGRI・SCHOLARSHIP 基金」奨学生募集要項

応募締切：2026年7月1日（水）まで

1. 趣旨・目的

日本の食料自給率は38%と低迷し、気候変動や担い手不足など深刻な課題に直面しています。食料の安定供給と農業の持続的発展には、次世代人材の育成が不可欠です。

「NAKAMURA・AGRI・SCHOLARSHIP 基金」は、日本の食の未来を担う決意を持って「農学」*を学ぶ学生に返済不要の奨学金を支給し、4年間にわたる学びと成長を支援します。

*本奨学金における「農学」とは、文部科学省「学科系統分類表」の大分類「農学」すべてをいいます

2. 奨学金概要

- (1) 給付年額：120万円（4年間の総額480万円）
 - (2) 募集人数：5名（予定）
 - (3) 給付対象期間：2026年4月～2030年3月（最短修業年限）
 - (4) 奨学金の種類：給付型奨学金（返還不要）
 - (5) 給付方法：初年度は年額を一括給付。次年度以降は6月10日に上期分（4～9月）、12月10日に下期分（10～3月）を本人名義の金融機関口座へ振込
- ※ 給付日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に給付
- ※ 日本学生支援機構を含む他の奨学金や学費減免制度との併用可

3. 応募資格

以下のいずれの項目にも該当する者

- ① 2026年4月に日本国内の大学に入学し、「農学」分野の学部・学科に在籍する大学1年生
※文部科学省「学科系統分類表」（2026年4月7日公表）の大分類「農学」に該当する学部・学科。詳細は[こちら](#)で確認してください。
※ 4年制の学部・学科生に限る。夜間部生、通信教育課程生、留学生を除く。
- ② 令和7年度の「課税標準額」の世帯合算額が以下に当てはまる者

世帯人数	課税標準額
2人世帯以下	3,500,000円未満
3人世帯	4,000,000円未満
4人世帯	4,500,000円未満
5人世帯	5,000,000円未満
6人世帯以上	5,500,000円未満

※ 世帯人数とは、生計を一にしている（同じ財布・収入源で生活している）家族の人数。同居・別居は問わない。

※ 課税標準額とは住民税の計算の基礎となる金額のことで、市区町村役場で発行する課税証明書（所得証明書）で確認ができます。不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

- ③ 高校時の平均評定が3.5以上（全履修科目）の者
- ④ 財団の定める「奨学生の義務と留意事項」に同意できる者

4. 募集期間

- (1) 2026年5月11日（月）から7月1日（水）まで

5. 応募方法と必要書類

【応募方法】

電子申請システム「Graain」より願書等を受付いたします。

【必要書類】

- (1) 願書（応募フォームより入力）
- (2) エッセイ（1200～1800文字）
テーマ：「日本の食や農業が直面している課題の中で特に重要だと考えるものを、自身の経験を踏まえて一つ挙げ、その課題に対してあなたの農学の学びがどのように貢献できるか」
- (3) 顔写真（胸から上、顔が正面を向いたもの、本人の顔を明確に判別できるもの）
- (4) 大学の在学証明書
- (5) 高校の学業成績証明書
- (6) 住民票の写し
 - ※ 本人を含む同一生計の世帯全員分（単身赴任や別居の場合も含む）
 - ※ 発行日から3ヶ月以内・続柄記載あり・本籍地及び個人番号は省略
- (7) 令和7年度「住民税課税所得の通知書・証明書」
 - ※ 父母等扶養者全員分。
 - ※ 応募者が独立生計（生計維持者）の場合は、応募者自身の通知書・証明書を提出してください。
 - ※ 収入がない場合は「非課税証明書」、生活保護受給中の場合は「生活保護決定通知書」を提出してください。

6. 選考方法

一次選考として書類選考を行い、一次選考通過者は二次選考としてオンライン面接を実施します。選考においては、学業成績・人物、本奨学金の趣旨合致などにより総合的に判断します。

7. 募集スケジュール

応募受付開始	: 2026年5月11日(月)
応募受付締切	: 2026年7月1日(水)
一次選考結果通知	: 2026年8月中旬(予定)
二次選考(面接)	: 2026年9月上旬~中旬(予定)
最終結果通知	: 2026年10月上旬(予定)
奨学金給付(初年度)	: 2026年11月中(予定)

8. 内定後の提出書類

- 奨学金給付申請書 兼 誓約書

9. 奨学生としての活動

- 毎年度、成績証明書・在学証明書・生活状況報告書を提出していただきます。また、必要に応じて財団による面談を受けていただきます。
 - 財団が開催する式典などへの参加。
- ※ 詳細は、別紙「奨学生の義務と留意事項」をご確認ください。

10. Graain 利用方法

- (1) 助成電子申請システム「Graain」に新規アカウントを作成してください。
<https://www.service.graain.net/UjBrs/general/login>
- (2) ログイン後、申請者用 Home 画面に表示される助成プログラム一覧の中から、「2026年度 NAKAMURA・AGRI・SCHOLARSHIP 基金」を選択してください。
※ 選択・申請は2026年5月11日(月)から利用できるようになります。
- (3) 画面の案内に従って必要情報を入力し、ご用意いただいたすべての必要書類を申請画面からご提出ください。

11. 問い合わせ先

公益財団法人 日本フィランソロピック財団

メールアドレス: info(at)np-foundation.or.jp *(at)を@に変更してください。

※ お問い合わせは、2026年7月1日(水)午前9:00までの受付となります。お問い合わせメールは、件名を「NAKAMURA・AGRI・SCHOLARSHIP 基金」としてください。

奨学生の義務と留意事項

1. 義務

- (1) 奨学生は毎年度、成績証明書・在学証明書・生活状況報告書を期日までに提出していただきます。
- (2) 奨学生は、次のいずれかに該当する場合は、ただちに当財団事務局へ届け出てください。
 - ① 留年・休学・復学・海外留学・転部・転学または退学するとき
 - ② 停学その他の処分を受けたとき
 - ③ 財団に登録した情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき
- (3) 他の奨学金や大学授業費免除などとの併用は可能です。ただし、ご利用になる場合は、事前に制度名と金額を当財団事務局へお知らせください。

2. 留意事項

- (1) 奨学金の休止
当財団は、次のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を休止します。
 - ① 上記に定める義務を果たさなかったとき
 - ② 奨学生が休学または長期にわたって欠席したとき
- (2) 奨学金の復活
奨学金の給付を休止された者が、その事由が止んで当財団に願い出たときは、奨学金の給付を復活することがあります。
- (3) 奨学金の廃止
奨学金の継続については、1年毎に見直しを行い、著しい成績不良や奨学生としてふさわしくない生活態度等が見受けられた場合は、給付を終了する場合があります。奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当財団は、奨学金の給付を廃止し、奨学生としての受給資格を失います。
 - ① 在学する大学で処分を受け学籍を失ったとき
 - ② 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したとき
 - ③ 傷い傷病などのために成業の見込がなくなったとき
 - ④ 学業成績または操行が不良となったとき
 - ⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
 - ⑥ 虚偽の報告が認められたとき
 - ⑦ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (4) 奨学金の辞退
奨学生は、いつでも当財団に奨学金の辞退を申し出ることができます。
- (5) 奨学金の返還
2－(3)⑥の事由によって廃止した場合は、奨学金の返還を求める場合があります。

以上